四　経過措置等

1　この法律の公布の日に現に存する組合は、その日において設立の認可を受けたものとみなすとともに、当該認可を受けたものとみなされた組合については、一の1㈤は、この法律の施行の時までは、適用しないこととした。（附則第二条第一項関係）

2　1の認可を受けたものとみなされた組合は、この法律の施行の際現に有する保険金の支払に充てることのできる資産の額が一の1㈡の政令で定める額に満たないときは、この法律の施行の時において解散することとした。（附則第三条第一項関係）

3　中央会は、この法律の施行の時において解散することとした。（附則第四条第一項関係）

4　解散する中央会の一切の権利及び義務を承継しようとする組合は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に申し出ることができることとし、農林水産大臣がその申出を承認した場合には、その承認を受けた組合は、中央会の解散の時に、その一切の権利及び義務を承継することとした。（附則第四条第二項及び第三項関係）

五　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（法律第四〇号）（経済産業省）

1　題名等

㈠　題名

法律の題名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」とすることとした。（題名関係）

㈡　定義

この法律における「再処理等」の定義に、再処理に伴い分離された核燃料物質の加工（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三二年法律第一六六号）第二条第九項に規定する加工をいう。以下「再処理関連加工」という。）等を追加することとした。（第二条第四項関係）

㈢　特定実用発電用原子炉設置者の責任

特定実用発電用原子炉設置者（特定実用発電用原子炉（使用済燃料の処分の方法として再処理する旨を記載して原子力規制委員会の許可を受けた実用発電用原子炉をいう。以下同じ。）を設置している者をいう。）は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の責任を負うこととした。（第三条関係）

2

㈠　拠出金の納付及び再処理等の実施

(1)　特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等業務に必要な費用に充てるため、各年度、一の使用済燃料再処理等機構（以下「機構」という。）に対し、拠出金を納付しなければならないこととした。（第四条第一項関係）

(2)　拠出金の額は、拠出金単価（機構ごとに、使用済燃料の単位数量当たりの再処理等業務に必要な金額として機構が年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下同じ。）に特定実用発電用原子炉設置者の特定実用発電用原子炉の前年度の運転に伴って生じた使用済燃料の量を乗じて得た額とし、機構は、拠出金単価を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととした。（第四条第二項～第六項関係）

(3)　特定実用発電用原子炉設置者は、各年度の六月三〇日までに、拠出金を、機構に納付しなければならないものとし、機構は、拠出金を納期限までに納付しない特定実用発電用原子炉設置者があるときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告し、経済産業大臣はその報告を受けたときは、その旨を公表すること等とした。（第五条～第八条関係）

㈡　再処理等の実施

機構は、特定実用発電用原子炉設置者が拠出金を納付したときは、当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等を行わなければならないこととした。（第九条関係）

3　使用済燃料再処理機構

㈠　目的

機構は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施の業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的とすることとした。（第一〇条関係）

㈡　設立

機構を設立するには、使用済燃料の再処理等又は電気事業に関して専門的な知識と経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とし、発起人は、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならないこと等とした。（第一五条～第一九条関係）

㈢　運営委員会

機構に、運営委員会を置き、使用済燃料再処理等実施中期計画の作成又は変更等の事項は、運営委員会の議決を経なければならないものとし、運営委員会は、委員八人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織すること等とした。（第二〇条～第二八条関係）

㈣　役員等

機構に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置き、理事長及び監事は、経済産業大臣が任命し、理事は、理事長が経済産業大臣の認可を受けて任命すること等とした。（第二九条～第四〇条関係）

㈤　業務

(1)　機構は、使用済燃料の再処理等を行うこと、拠出金を収納すること等の業務を行い、経済産業大臣の認可を受けて、使用済燃料の再処理等を行う業務の一部を委託することができ、業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれを行うよう努めなければならないこととした。（第四一条～第四三条関係）

(2)　機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、使用済燃料の再処理等の実施時期その他の経済産業省令で定める事項について使用済燃料再処理等実施中期計画を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととした。（第四四条及び第四五条関係）

㈥　財務及び会計

機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日に終わるものとし、機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならないこと等とした。（第四七条～第五三条関係）

㈦　監督

経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとし、機構に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができること等とした。（第五四条及び第五五条関係）

4　拠出金に関する経過措置等

㈠　この法律の施行の際現に特定実用発電用原子炉設置者である者がこの法律の施行前に締結した委託契約に基づきこの法律による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「新法」という。）第二条第四項に規定する再処理等に相当するものを他人に委託している旧使用済燃料（この法律による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（以下「旧法」という。）の施行の日以降の旧法第二条第五項に規定する特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じた同条第一項に規定する使用済燃料をいう。）及び旧法附則使用済燃料（旧法附則第三条第一項に規定する使用済燃料をいう。）については、新法第四条第一項、第七条及び第八条の規定は、適用しないものとするなど、拠出金について所要の経過措置に関する規定を設けることとした。（附則第二条～第四条関係）

㈡　経済産業大臣は、この法律の施行の際現に使用済燃料再処理等積立金の積立てがある特定実用発電用原子炉設置者から新法第五条第一項の規定による届出があったときは、旧資金管理法人（この法律の施行の際現に旧法第一〇条第一項の規定による指定を受けている